

令和2年5月26日

長岡京市長 中小路 健吾 様

長岡京市情報公開・個人情報保護運営審議会  
会 長 本 多 滝 夫

諮 問 事 項 に 関 す る 答 申

令和2年5月19日付け2長対広第15号で本審議会に対して諮問のありました下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の目的外利用
  - ・環境基本計画改定に係る市民アンケート調査業務に伴う個人情報の目的外利用について
- 2 長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の外部提供
  - ・長岡京市第2期教育振興基本計画策定に向けた校區別児童生徒数推計作成のための個人情報の外部提供について
- 3 長岡京市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定に基づく個人情報の目的外利用及び外部提供並びに長岡京市個人情報保護条例第8条第2項第5号の規定に基づく本人以外からの個人情報の収集
  - ・特別定額給付金事業に係る虐待により施設等に入所措置等が採られている障がい者及び高齢者に関する個人情報の目的外利用について
  - ・特別定額給付金に係る施設入所等児童等に関する個人情報の目的外利用及び外部提供並びに個人情報の収集について

以上

## 答 申 書

答 申 番 号	令 2 - 1	答 申 日	令和 2 年 5 月 2 6 日
審 議 件 名	環境基本計画改定に係る市民アンケート調査業務に伴う 個人情報の目的外利用について		
審 議 日	令和 2 年 5 月 1 9 日（書面審議）		
内 容			
<p>本件は、長岡京市環境基本計画の改定（三期計画の策定）に当たり、環境に対する市民の意識・ニーズのアンケート調査を行うため、住民基本台帳の情報を目的外利用したく、長岡京市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、本審議会に諮問されたものである。</p> <p>本審議会は、事務局をして、所管課である環境政策室から以下のとおり確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・調査対象は、長岡京市在住の 1 6 歳以上の 2, 0 0 0 人（無作為による抽出）である。</li><li>・本件で利用しようとする個人情報は、住民基本台帳に記載のある上記調査対象者の「住所」「氏名」「生年月日」「国籍」である。なお、調査表郵送用封筒の宛名シール（ラベルシール）への記載は、「住所」「氏名」である。</li><li>・調査対象者の抽出は本市の電算システム（市民アンケート調査システム）により職員が行い、市民アンケート調査業務の受託業者に職員作成のラベルシールを渡すものである。</li><li>・受託業者は、ラベルシールの封筒への貼付、調査表の発送、回収（回答者から受託業者へ匿名で返送）及び回答の分析を行うが、ラベルシールの貼付や発送業務において、個人情報の漏えいなどが生じないように適切な管理を行うこと、また、回収後の調査表の内容が外部に流出することなどがないように適切な取扱いをするよう、受託業者に指導するものである。そのため、本市と受託業者において、長岡京市個人情報保護条例の遵守及び受託業者が個人情報の保護のために講ずるべき措置を規定した契約書を取り交わすものである。</li></ul> <p>本審議会は、当該アンケート調査のため個人情報を目的外利用することについては、抽出した個人情報を事務処理中は適切に保管・管理し、処理終了後はその個人情報を削除又は廃棄すること、出力したリストは適切に保管・管理し、利用が済み次第、削除又は廃棄することとの意見を付したうえで、今回の目的外利用については問題ないとの結論に達した。</p>			